

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に選舉された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行爲によつて再び戦争の慘禍が発生しないやうにすることを決意し、國民の總意が至高なものであることを宣言し、<sup>制</sup>この憲法を<sup>定</sup>する。そもそも、國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存を<sup>あけて</sup>維持するため、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に<sup>あね</sup>信賴し、やうと決意した。我らは、平和を維持し、專制と隸從と壓迫と偏狹を地上から永遠に拂拭しようとして努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民がひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我々は、いづれの國も單に自國に對してのみ責任を負ふものではなく、政治・道德の法則は普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し他國と對等關係に立たうとする各國の責務である。と信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力を擧げてこの高遠な主義と目的を達成し、誓ふ。

# 第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國勢に關するすべての行為には、内閣の補佐と同意を必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國勢のみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することが出来る。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。此の場合には前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七條 天皇は、内閣の補佐と同意により、國民のために、左の國務を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び條約の公布すること。
- 二 國會の召集すること。
- 三 衆議院の解散すること。
- 四 國會議員總選舉を行ふことの公示すること。
- 五 國務大臣、大使及び法律の定めるその他の官吏の任免を承認すること。  
大使及び公使の
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の承認すること。

八七 榮典の授與すること。  
批准書及び法律の定めるところの他の外交文書を認證すること。  
外國の大使及び公使の接受すること。  
儀式を行ふこと。  
九十 式典の舉行

第八條 國會の議決に基かなければ、いかなる財産も、皇室にこれを譲り渡し、又は皇室は、これを譲り受けることができない。又、天皇は、國會の議決に基かなければ、賜與すること出来ない。

## 第二章 戦争の抛棄

第九條 國の主權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。陸海空軍その他の戦力の保持は、これを許さない。國の交戦權は、これを認めない。

### 第三章 國民の權利及び義務

第十條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。此の憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十一條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつてこれを保持するとともに、國民はこれを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十二條 すべて國民は、個人としてこれを尊重する。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十三條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。  
榮譽、勲章その他の榮典の授與は、現にこれを有し又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十四條 公務員を選定し、これを罷免することは、國民の固有の權利である。

公務員は、すべて全體の奉仕者であつて、その一部の奉仕者ではない。

すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。選舉人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十五條 すべて國民は、損害その他に關する救済、公務員の罷免及び法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正に關し、平穩に請願する權利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十六條 すべて國民は、いかなる奴隸的役務にも服させられない。

又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十七條 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第十八條 信教の自由は、すべての國民に對して、これを保障する。

いかなる宗教團體も、國家から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

すべて國民は、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第十九條 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

檢閲は、これをしてはならない。  
通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十條 すべて國民は、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

すべて國民は、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十一條 學問の自由は、これを保障する。

第二十二條 婚姻は、両性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶の選擇財産權相續住居の選定離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、<sup>法律は</sup>個人の權威と兩性の本質的平等に立脚して、法律を制定しなければならぬ。

第二十三條、法律は、すべての生活分野において、社會の福祉及び安寧、公衆衛生、自由、正義並びに民主主義の向上發展のために立案されなければならない。

第二十四條、すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、その保護する兒童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は無償とする。

第二十五條、すべて國民は、勤勞の權利を有する。

賃金、就業時間その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

兒童は、これを酷使してはならない。

第二十六條、勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。

第二十七條、財産權は、これを侵してはならない。

財産權の内容は、公共の福祉に適するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公のために用ひることができる。

第二十八條、すべて國民は、法律の定める手續によらなければならない、そ

の生命若くは自由を奪はれ、又は刑罰を科せられない。

第二十九條 すべて國民は、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十條 すべて國民は、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発する、<sup>し、且つ</sup>訴追の理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十一條 すべて國民は、訴追の趣旨を直ちに告げられず、又は直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、留置又は拘禁されない。又、すべて國民は、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十二條 國民が、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十條の場合を除いては、<sup>正當な</sup>理由に基いて發せられ、<sup>且つ</sup>搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が發する各別の令狀により、これを行ふ。

第三十三條 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶對にこれを禁ずる。

第三十四條 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人を訊問するあらゆる機会を與へられ、又、公費で、自己のために強制的手續により證人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼し、自らこれを依頼できないときは、國でこれを附する。

第三十五條 すべて國民は、自己に不利益な供述を強要されな

い。

強制、拷問若しくは脅迫の下で行はれた自白又は留置若しくは拘禁の期間の延長の下で行はれた自白は、これを證據とすることはできない。

すべて國民は、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ又は處罰されない。

第三十六條 すべて國民は、實行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為に因り、刑事上の責任を問はれない。又、すべて國民は、同一の犯罪につき重ねて處罰されない。

#### 第四章 國會

第三十七條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第三十八條 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第三十九條 兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定數は、法律でこれを定める。

第四十條 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地によつて差別してはならない。

第四十一條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合に於て其期間満了前に終了する。

第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年毎に議員の半数を改選する。

第四十三條 選舉區投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十四條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十五條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

第四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その院の要求があれば、會期中これを釋放

しななければならない。

第四十七條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第四十八條 國會は、少くとも毎年一回これを召集する。

第四十九條 内閣は國會の臨時會の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に衆議院議員の總選舉を行つた。

の選挙の日から三十日以内に國會を召集しなければならぬ。

衆議院が解散されたときは參議院は、同時に開會となる。

第五十一條 兩議院は、<sup>各々</sup>その議員の選挙又は資格に關する争訟を裁判する。<sup>但し、議員の</sup>

當選者となつた者の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十二條 兩議院は、<sup>各々</sup>その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第五十三條 兩議院の會議は、公開とし、秘密會を開くことはできない。

兩議院は、その會議の記録を保存し、これを<sup>表し出す</sup>公刊し、一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

第五十四條 兩議院は、<sup>各々</sup>議長その他の役員を

選任する。

各々

及びその規律

兩議院は、<sup>各々</sup>そのおのづかの會議その他手續に關する

規則を定め、<sup>院内の秩序を維持した</sup>紀律に反する議員を懲罰することを得

る。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の

二以上の多數による議決を必要とする。

第五十五條 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合

を除いては、兩議院で可決した<sup>とき</sup>法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異つた議決をした、

法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で

再び可決したときは、法律となる。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、

國會休會中の期間を除いて六十日以内に議決しない

ときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したもの

とみなすことができる。

しなげればならない。

第五十六條 豫算は、前に衆議院に提出する。

豫算について、參議院で衆議院と異つた議決をした場合に法律

の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しない

ときは又は參議院が衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中

の期間を除いて四十日以内に議決しないときは衆議院の決議を國會の決議とする。

第五十七條 條約、國際約定及び協定の締結に必要な國會の同意については、前條第五項の規定を準用する。

第五十八條 兩議院は、<sup>各々</sup>その國勢に關する調査を行ふ、これに關する證人の出頭、證言の供出及び

記録の提出を要するときは、この場合には、法律の定めるところにより、その要求に應じない者は懲罰を受ける。

第五十九條 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有し<sup>する</sup>も有し<sup>ない</sup>も、何時でも議案について發言するたため議院に出席<sup>すること</sup>できる。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならぬ。

第六十條 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。  
彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

## 第五章 内閣

第六十一條 行政權は、内閣がこれを行ふ。

第六十二條 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十三條 内閣總理大臣は、國會の議決でこれを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異<sup>な</sup>つた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて二十日以内に、參議院が指名の議決をしなるときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國會の同意により、國務大臣を任命する。この同意については、前條第二項の規定を準用する。

内閣總理大臣は任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十五條 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。

第六十六條 内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選舉の後、初めて國會の召集があつたときは、内閣は總辭職しなければならない。

第六十七條 前二條の場合には、内閣は、新に内閣總理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第六十八條 内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第六十九條 内閣は、一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠實に執行し、國務を掌理すること。
- 二 外交關係を處理すること。
- 三 條約、國際約定及び協定を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の同意を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める規準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。
- 五 豫算を作成して國會に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を

除いては、<sup>罰則</sup>刑罰規定を設けることは<sup>が</sup>できない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十一條 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ訴追されない。但し、これがため訴追の權利は、害されない。

## 第六章 司法

第七十二條 司法權は、すべて最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所がこれを行ふ。

特別裁判所は、これを設置<sup>することが</sup>できない。行政機關は、終審として裁判を行ふこと<sup>が</sup>できない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十三條 最高裁判所は、訴訟に関する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に関する事項その他司法權の自由な行使に關する事項について規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならぬ。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を有する。

級裁判所に委任することが出来る。

第七十四條 裁判官は、裁判により心身の故障のために職務を執ることが出来ないとき決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機關がこれを行ふことは出来ない。

第七十五條 最高裁判所は、法律の定める員数の裁判官でこれを構成し、その裁判官は、すべて内閣でこれを任命し、満七  
十歳に達した時退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することゝ出来ない。

第七十六條 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は任期を十年とし、再任されることが出来る。但し、満七十歳に達した時退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受け  
る。この報酬は、在任中、これを減額できない。  
（裁判官の）

第七十七條 最高裁判所は、最終裁判所であつて、一切の法律、命令、  
規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限  
を有する。

第七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。但し、  
裁判所が全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があ  
ると決した場合には、對審は、公開せずしてこれを行ふことができ  
る。  
（但し） 政治に關する犯罪、出版物に關する犯罪又はこの憲法第  
三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、  
常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第七十九條 國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十條 新に租税を課し又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十一條 國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十二條 内閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。

第八十三條 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出<sup>するもの</sup>でなければならない。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の同意を得なければならない。

第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に屬する。皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室の經費支出は、豫算に計上して國會の同意を得なければならない。

第八十五條 公金その他の公の財産は、宗教<sup>上の組織</sup>制度若しくは<sup>支拂</sup>團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の管理に

屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第八十六條 國の收入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともにこれを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。  
第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告し、なければならない。

## 第八章 地方自治

第八十八條 地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定め、その他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選舉する。

第九十條 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定する。

第九十一條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民

の投票においてその過半数の同意を得なければ、  
國會でこれを制定<sup>すべし</sup>できない。

### 第九章 改正

第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の  
三分の二以上の賛成で、國會がこれを發議し、國民  
に提案してその承認を経なければならぬ。こ  
の承認には、國會の定めるところにより行はれる  
投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天  
皇は、國民の名で、この憲法の一部<sup>を</sup>を成すものとし

て、直ちにこれを公布<sup>する</sup>しなければならない。

### 第十章 最高法規

第九十三條 この憲法並びにこれに基いて制定され  
た法律及び條約は、國の最高法規とし、その條規に  
反する法律、命令、詔勅及び<sup>關係に關する</sup>その他の政府の行爲の全  
部又は一部は、その效力を有しない。

第九十四條 この憲法が日本國民に保障する基本的  
人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果  
であつて、これらの權利は、過去幾多の試練に堪へ、現  
在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久  
の權利として與へられたものである。

第九十五條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則  
第九十六條 この憲法は、公布の日から起算して六月を経過した日から、これを施行する

この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選舉及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前日、これを行ふことができる。

第九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、國又は地方公共團體においていかなる政治的權力も有しない。

九十八條 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての権限を行ふ。

九十九條 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、抽籤でこれを定める。

第百條 この憲法施行の際現に、<sup>在職する</sup>國務大臣、衆議院  
 議員、<sup>或は</sup>裁判官<sup>並に</sup>その他の公務員<sup>でその地位に相應する地位が、この憲法に認められてゐる公務員</sup>の地位にある者は、  
 法律で特別の定をした場合を除いては、この憲  
 法施行のため、<sup>當然には</sup>直ちにその地位を失ふことはな  
 い。但し、この憲法によつて、後任者が選舉され、  
 又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。